

2015年3月19日

厚生労働大臣  
塩崎 恭久 様

新日本婦人の会  
会長 笠井貴美代

## 子宮頸がん予防ワクチン接種で健康被害を受けた子どもたちに 国が責任をもって治療、費用、ケアをおこなってください

2013年6月に開かれた厚生労働省の専門家検討会議で、子宮頸がん予防ワクチン接種について、“ひきつづき継続するが積極的な勧奨はしない”と新たな方針を決め、厚労省は各自治体に緊急通達を出しました。

積極的勧奨の見合わせから、6月で2年が経過します。昨年3月末までに約2500人が国に副作用として報告されました。東京医科大学の研究チームから独自の分析で「1112人を重篤と判断した」と発表され、被害に苦しむ子どもや家族は、医療費や通院費など経済的な負担も重くのしかかっています。接種からかなり時間がたって症状がでるなど他のワクチンにはない特徴があり、「未知の異常が隠されている」との指摘もあります。

しかし国・厚労省からは国内外での情報収集でワクチンとの因果関係や安全性、被害者への対応など、責任ある報告がまだなされていません。国民への責任ある説明が待たれています。

新婦人は、子宮頸がん予防ワクチンの副反応問題が出た2013年、厚労省に対し4項目(①副反応被害についてワクチンとの因果関係の解明・公表を ②正確なわかりやすい情報を ③医師からの丁寧な説明と事後の対応の徹底 ④健康被害を受けた場合、国の責任で補償)を申し入れた立場から、女性のいのちと健康を守るために以下、強く要請いたします。

### 記

- 1、ワクチン接種による健康被害を受けた子どもたちが、費用の心配なくふさわしい治療を受けられるよう国が責任をもって、特別対策をとるとともに、子どもとその家族のケアを充分におこなってください。
- 1、健康被害とワクチンとの因果関係の解明を急ぎ、情報公開を行ない、国民に説明してください。
- 1、重篤な子どもたちの治療と、ワクチンとの因果関係の徹底検証のために、研究・体制を抜本的に確立してください。